

小牧市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務のうち、次の表委任事務の欄に掲げる事務を同表物品出納員の欄に掲げる出納員に委任させ、当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を同表物品分任出納員の欄に掲げる職員に委任させた。

なお、令和7年小牧市告示第58号（会計管理者の権限に属する事務の一部委任）は廃止する。

令和8年4月1日

小牧市長 天野 正基